

2027 年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項 高等専門学校留学生（大使館推薦）

日本政府文部科学省は、日本の高等専門学校において、高等専門学校留学生として修学する外国人留学生を下記のとおり募集する。

記

1. 高等専門学校留学生の定義

高等専門学校の学科又は専攻科に在学する者及びこれに先立ち日本語等予備教育を受ける者をいう。本要項においては、1年間の予備教育を受けた後に高等専門学校の本科第3学年に編入学し、3年間（商船分野専攻は3年6か月間）の専門教育を受ける者を募集する。

2. 募集分野

高等専門学校留学生に申請する者は、以下の手順で希望する専攻分野を選択し、申請書の「日本での希望専攻分野及び専門項目」欄に記入すること。

（1）以下のA～Hの中から、希望する専攻分野を選択すること。第3希望まで希望することができる。

A. 機械	B. 電気・電子	C. 情報・通信・ネットワーク	D. 物質・材料
E. 建築	F. 土木	G. 商船	H. その他

（2）別紙「専攻分野に関連する主な専門項目等」を参照し、上記（1）で選択した専攻分野の下に設定された「主な専門項目等」から希望する専門項目を必ず選択すること。

（注1）専攻分野を第2希望又は第3希望まで選択する場合は、必ず1つは異なる専攻分野を選択すること。（「D. 物質・材料」を除く。）

（注2）「H. その他」はどの専攻分野とも組合せ可能である。ただし、組み合わせた専攻分野により、第1次選考筆記試験の受験科目（化学又は物理）が変わるため、詳細を下記「8. 選考」にて確認すること。

（注3）「D. 物質・材料」は「H. その他」以外の専攻分野と組み合わせて希望することはできない。したがって、複数の専門項目を希望する場合、第1希望から第3希望の全ての専門項目を「D. 物質・材料」の中に設定された「主な専門項目等」又は「H. その他」の専門項目から選択すること。

（注4）「G. 商船」を希望する者は、視力（矯正視力を含む。）が両眼とも0.5以上であり、かつ色覚正常であること。

（注5）「H. その他」を希望した場合、希望する専門項目（「国際コミュニケーション」、「経営情報工学」）によっては受入れ学校が限られる等の理由により、受入れが困難な場合がある。そのため、「H. その他」を希望する場合は、他の専攻分野と組み合

わせて希望することが望ましい。

3. 高等専門学校留学生の修学内容

(1) 予備教育

- ① 最初の1年間は、文部科学省が指定する予備教育施設に入学し、予備教育を受ける。授業の内容は、高等専門学校での修学に必要な日本語教育を中心とする日本事情、数学等である。
- ② 予備教育を修了した者は文部科学省の指定する高等専門学校に編入学する。なお、予備教育を修了することができなかった場合、高等専門学校へ編入学することはできず、その時点で奨学金は停止され、帰国することとなる。
- ③ 予備教育を修了したものの高等専門学校に入学することができなかった場合は、入学不可が決定した時点で奨学金は停止され、帰国することとなる。

(2) 高等専門学校での修学

- ① 予備教育修了者が編入学する高等専門学校は文部科学省が予備教育施設及び関係高等専門学校と協議して決定する。この決定に対する異議は認めない。
- ② 高等専門学校は中学校卒業を入学資格とする5年制の学校である。本制度による留学生は第3学年に編入学し、3年間（商船分野専攻は3年6か月間）の専門教育を受ける。卒業した者には卒業証書及び「準学士」の称号が授与される。
- ③ 授業は全て日本語で行われる。
- ④ 高等専門学校には、5年間の教育課程の上にさらに高度な教育を行う2年制の専攻科があり、高等専門学校留学生として当該専攻科で引き続き修学するには奨学金支給期間の延長を認められる必要がある。（下記「5.（2）奨学金支給期間の延長について」参照。）なお、専攻科を修了し、（独）大学改革支援・学位授与機構の審査に合格すると同機構より「学士」の学位が授与される。

(3) 専攻分野の変更及び転学

- ① 予備教育及び高等専門学校での修学において、専攻分野の変更は原則として認めない。
- ② 予備教育及び高等専門学校での修学途中で、他の学校への転学は認めない。

4. 応募者の資格及び条件

文部科学省は、日本において修学することを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、以下の資格・条件を満たす外国人留学生を募集する。

(1) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時（受入学校における学籍等発生時）までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。第1次選考は応募者が選択した国籍を有する国に所在する在外公館で行う。

(2) 年齢

原則として 2002 年 4 月 2 日以降に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

(3) 学歴

以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- ① 外国において、学校教育における 11 年以上の課程を修了した者（2027 年 3 月までに満たす見込みの確実な者を含む）。
- ② 上記以外で、申請時点で日本の高等専門学校の第 3 学年への編入学資格を有する者。

(4) 日本語等

積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、原則として日本語で高等専門学校教育を受けようとする者。

(5) 健康

所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。

(6) 渡日時期

原則として 2027 年 4 月 1 日から 4 月 7 日までの間に渡日可能な者。居住地からの出発日も 4 月 1 日以降とする。自己の都合により、上記の所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、文部科学省又は受入予備教育施設の指定する期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。

(7) 査証取得

渡日前に原則として国籍国・地域所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得の上、新規取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」の査証を新規取得し、渡日する必要がある。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

なお、採用された者が例外的に日本に在留していた場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更又は更新等する必要があるので留意すること。また、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」等の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

(8) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人または軍属の資格の者。
- ② 文部科学省及び受入学校の指定する期間最終日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（学籍発生後辞退者含む）。
なお、文部科学省外国人留学生学習奨励費（留学生受入れ促進プログラム（Monbukagakusho Honors Scholarship for Privately-Financed International Students））は日本政府（文部科学省）奨学金に含まれない。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他のプログラムとの重複申請をしている者。これには2026年度奨学金支給開始プログラムのうち採否結果が申請者に未通知のプログラム及び2027年度奨学金支給開始のプログラムが含まれる。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了することが申請時において確実で、在留資格「留学」を新規取得又は更新等する者はこの限りではない。
- ⑥ 本奨学金支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。
- ⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時（受入学校における学籍等発生時）までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
- ⑩ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。
- ⑪ 第1次選考の筆記試験において、試験監督員が禁止した不正行為を行おうとしたり、実際に行ったりしたことが判明した者。

（９）その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも積極的に協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との架け橋となる意思のある者を採用する。

5. 奨学金支給期間

（１）2027年4月から2031年3月までの4年間（渡日直後から1年間の予備教育を含む）とする。ただし、商船分野専攻の者は2031年9月までの4年6か月間とする。

（２）奨学金支給期間の延長について

高等専門学校卒業後、高等専門学校の専攻科又は国立大学の学部第3学年に編入学を許可された者で、一定の基準を満たす特に成績優秀な者については、文部科学省による進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、採用された場合に奨学金支給期間が延長されることがある。（編入先が公立または私立大学の場合は対象外）

6. 奨学金等

(1) 奨学金

月額 117,000 円を支給する。特定の地域において修学・研究する者には、月額 2,000 円又は 3,000 円を月額単価に加算する。なお、日本政府の予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。高等専門学校又は予備教育施設を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

(2) 教育費

高等専門学校等における入学金、授業料及び入学検定料は徴収しない。

(3) 旅費

① 渡日旅費

文部科学省は、上記「4. (6) 渡日時期」に定める所定の期間中に渡日する留学生に対し、旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から受入学校が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、以下 (a) または (b) の場合には、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入学校が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。

(a) 国籍国に日本の在外公館が所在していない場合及び国籍国に所在する日本の在外公館が一時閉館している等の理由により、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者。

(b) 国籍国から日本への直行便がない者。

「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により上記「4. (6) 渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

② 帰国旅費

文部科学省は原則として高等専門学校を卒業し、上記「5. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入学校が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。交付後の変更は認めない。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「7. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職、引き続き大学に在籍する場合等）及び一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

7. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える拘禁に処せられたとき。
- ④ 高等専門学校又は予備教育施設における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 高等専門学校又は予備教育施設における学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の査証を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格から他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関抛出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

8. 選考

（１）在外公館では、第１次選考として書類審査、筆記試験及び面接試験を行う。

- ① 筆記試験における受験科目（必ず全員が受験するもの）

＜専攻分野＞

A. 機械 B. 電気・電子 C. 情報・通信・ネットワーク D. 物質・材料
E. 建築 F. 土木 G. 商船 H. その他

選択した専攻分野	受験科目
D	日本語、英語、数学、化学
A、B、C、E、F、G	日本語、英語、数学、物理
H	日本語、英語、数学、化学又は物理から１科目（※）

※ Hは、どの専攻分野とも組合せが可能である。理科科目（化学又は物理）について、Dと組み合わせて選択した者は「化学」、A・B・C・E・F・Gのいずれかと組み合わせて選択した者は「物理」を受験すること。

※ Hのみを選択した場合は、化学又は物理のどちらでも受験可。どちらを受験するか申請書に記入すること。

- ② 筆記試験の際は、電卓等の使用を禁止する。

- (2) 第1次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時とし、採否の理由は開示しない。なお、第1次選考に合格した者が必ず国費外国人留学生として採用されるものではない。
- (3) 第1次選考合格者は在外公館から文部科学省に推薦される。文部科学省は在外公館から推薦された候補者について、第2次選考を行い、採用者を選定する。選考は専攻分野ごとに行う。
- (4) 最終的な採否の結果は在外公館を通じて概ね2027年2月以降に通知する。採否の理由は開示しない。また、配置機関の決定に対する異議は認めない。

9. 申請書類

申請者は、下記の書類を、国籍国内の在外公館にその指定する期限までに提出する。提出された書類は一切返却しない。

No.	書類種別	正本 1部	写し 1部	備考
①	申請書	○	○	2027年度版様式を使用のこと。(注4)
②	出身学校の全学年の学業成績証明書	○	○	出身学校又は当該国政府が発行したもの。(注5)
③	出身学校の卒業証明書	○	○	卒業見込者は卒業見込証明書。(注6)
④	担任教員又は最終出身学校の長の推薦状	○	○	様式は自由。サンプル有。(注7)
⑤	健康診断書	○	○	2027年度版様式を使用のこと。(注8,9)
⑥	在学証明書	●	●	大学等に在学中の者のみ提出。
⑦	言語能力証明書	/	● (2部)	日本語、英語に関する能力を有することを証明する書類がある場合のみ写し2部を提出。正本は不要。証明書の有効期限は大使館への申請時から2年以内とする。(注10)

- (注1) ○の書類は提出必須である。●の書類は該当者のみ提出。
- (注2) 全ての書類は、日本語又は英語により作成するか、書類が他の言語の場合は日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。
- (注3) 全ての書類は、正本一式、写し一式の2部にそれぞれまとめて提出すること。印刷の際、申請書内の回答箇所に欠け、途切れ等の問題がないことを確認すること。全ての書類の1ページ目右上には、必ず①～⑦までの申請書類番号(上表のNo. 参照)を記載すること。
- (注4) 申請書に貼付する写真は、最近6か月以内に撮影した鮮明な画質で写真専用の用紙に印刷されたものとし、大きさは4.5×3.5cm、上半身・正面・脱帽のこと。また写真の裏面に国籍及び氏名を記入すること。申請書のデータにデジタル画像を貼り付け、申請書を印刷することは可とする。
- (注5) 申請者の最終学歴に応じて以下の書類を提出すること。
- (a) 高等学校在籍中の者又は卒業生 … 高等学校の成績証明書
 - (b) 大学在籍中又は卒業生 … 高等学校及び大学の両方の成績証明書
- 成績証明書の内容は、学年ごとに取得した全科目の成績が分かるもので、かつ、その成績が何段階で評価されているのかが分かるものとする。在籍中の者は当該学校又は大学の入

学から申請時点で判明している学期までの成績証明書を提出すること。入学までに当該学校又は大学を卒業した場合は未提出期間分の成績証明書を速やかに在外公館へ追加提出すること。最終出身学校が中高又は小中高一貫校の場合は、高等学校（後期中等教育）に対応する全学年分の成績証明書を提出すること。

（注 6）申請者の最終学歴に応じて以下の書類を提出すること。

（a）高等学校在籍中の者 … 高等学校の卒業見込証明書

（b）高等学校卒業者 … 高等学校の卒業証明書

（c）大学在籍中の者 … 高等学校の卒業証明書（加えて、「⑥在学証明書」を提出すること。）

（d）大学卒業者 … 高等学校及び大学の両方の卒業証明書

卒業証明書は卒業証書及び合格証書の写しでも代用可（一切返却しないので原本は提出しないこと）。ただし、その場合は当該出身学校の責任者による確認証明を付すこと。入学までに当該学校又は大学を卒業した場合は卒業証明書を速やかに在外公館へ追加提出すること。

（注 7）推薦状の発行者について、高等学校又は大学に在籍中の者は在籍中の当該学校又は大学とし、高等学校又は大学卒業者は当該学校又は大学とする。

（注 8）「G. 商船」を希望する者で、裸眼視力が 0.5 未満の者は矯正視力（0.5 以上）も記載すること。

（注 9）健康診断書提出後、健康状態に変化（ライフプランに関わる重大な変化を含む）が生じた場合、受入機関や日本の医療機関の受入体制に関わることから、速やかに在外公館に情報共有をすること。

（注 10）申請者の氏名及び当該能力を証明できる内容（レベル、スコア等）が記載された証明書を提出可能な場合のみ、申請書「19 日本語能力（資格）」「20 英語能力（資格）」欄に必要事項を記入の上、証明書を提出すること。インターネットから証明書を印刷する場合は、申請者の氏名及び当該能力を証明できる内容（レベル、スコア等）を含むページを印刷して提出すること。証明書は大使館への申請時（申請書最終ページに記入された申請年月日）から 2 年以内に取得したもののみを受理する。

（注 11）書類を製本して提出した場合、審査の過程で解体することがある。

10. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省（在外公館を含む）の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

11. 注意事項

（1）渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、学校の状況等について、あらかじめ承知しておくこと。

（2）渡日後、奨学金を受給するまでに 1 か月～1 か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低 2,000 米ドル程度用意することが望ましい。

- (3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。
- (4) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日を認めない。
- (5) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (6) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。
- (7) 宿舎について
- ① 予備教育期間中の宿舎
原則として留学生在籍する予備教育施設の宿舎に入居することができる。宿舎に関する諸費用は自己負担となる。
- ② 高等専門学校編入学後の留学生宿舎
原則として留学生在籍する高等専門学校の宿舎に入居することができる。宿舎に関する諸費用は自己負担となる。
- ③ 民間の宿舎等
上記の宿舎に入居しない場合は民間の宿舎に自己負担で入居することとなる。なお、扶養家族（配偶者・子）を帯同する場合、家族用の宿舎の確保は極めて困難な状況にあるので、採用者が渡日後、宿舎を確保の上、扶養家族を呼び寄せること。
- (8) 採用された場合、被採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置学校、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。
また、被採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生として紹介するために公表する場合がある。
国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。本取扱について承諾する者について、国費外国人留学生として採用する。
- (9) 日本政府（文部科学省及びその他日本政府機関）以外の機関（自国政府機関を含む）からの奨学金については、一部併給不可のもの（日本政府関係機関拠出の奨学金・フェローシップ等）があるため、日本の在外公館へ事前に確認すること。
- (10) 日本への上陸のための条件に適合していないと判明した場合は、この者を不採用とする。

- (11) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (12) この募集要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (13) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。